

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 5 月 16 日 (金) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中村 高之・17 西森 偉統・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
以上 8 名

欠席部会委員 18 結城 晉三・24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：村瀬主事 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中村 高之

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について

報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (地役権)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議事の大要

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>それでは、第5回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席は18番 結城 晋三委員、24番 岡田 勇樹委員の2名で出席委員数は8名でございます。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。</p> <p>14番 池山 允敏委員、16番 中村 高之委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から2で、件数は2件、合計面積は834m²で、すべて畳でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から12で、件数は12件、合計面積は26,321.61m²で、その内訳は田が16,956.48m²、畠が8,613.13m²、その他が752m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>番号1 権利者 _____ 外1名、申請地は畠で、取得年月日は昭和55年10月24日でございます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は525m²で、すべて畠でございます。</p> <p>この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 福祉作業所</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は365m²で、すべて畠でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。</p> <p>番号1 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆、耕作面積 田 39.4</p> |

0 ha 畑 20. 60 ha 合計 60 ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町津ノ京_____、登記地目・現況地目とも田、面積 323 m² 外2筆、合計面積 1, 417 m²、受人 _____、面積 17, 132 m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町中川原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 277 m² 外11筆、合計面積 7, 001 m²、受人 _____、面積 7, 114 m²、渡人 _____。

譲受理由は受贈のため、譲渡理由は贈与のためです。

12ページをお願いいたします。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町河原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 132 m²、受人 _____、面積 13, 417 m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号4、地区 榊原、申請地 榊原町岡_____、登記地目 田、現況地目畑、面積 479 m²、受人 _____、面積 8, 849 m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号5、地区 榊原、申請地 榊原町並松_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 641 m²、受人 _____、面積 3, 876 m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 川口、申請地 白山町川口算所_____、登記地目・現況地目とも田、面積 979 m² 外1筆、合計面積 3, 109 m²、受人 _____、面積 547, 845. 88 m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号7、地区 大三、申請地 白山町二本木河内丸_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 004 m² 外1筆、合計面積 3, 489 m²、受人 _____。

_____、面積 2, 763 m²、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

13ページをお願いいたします。

番号8、地区 下之川、申請地 美杉町下之川向田 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 363 m²、受人 _____、面積 4, 665 m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は8件、合計面積は18, 631 m²で、その内訳は田が14, 005 m²、畠が4, 626 m²でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。8日に現地を確認してまいりましたが、野田委員、中野委員、久居事務局と推進委員が3名で見てきました。事務局の説明どおりで何も問題ないと思います。よろしくお願ひします。
2番についても同じでございます。以上です。

議 長 3番から5番、お願いします。

野田委員 7番の野田でございます。5月8日に田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。事務局説明のとおりでございます。問題はありません。

4番ですが、渡人は高齢で管理が困難なことから売却するものです。受人は、隣接する田と一体利用することとしており、事務局の説明のとおりでございます。問題はありません。

5番ですが、これにつきましても渡人は高齢で耕作が困難なため、売却をするものでございます。受人は経営の規模を拡大するために購入するものでございます。事務局の説明のとおり問題はありません。

以上でございます。

議 長 6番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。5月8日に農業委員と私、それから白山の事務局というメンバーで見てまいりました。場所なんですが、_____の東へ300メートルほどの田んぼがまたがるということで、2筆あるんですけども、どちらも管理されているということで、何も問題ないと思います。以上です。

議 長 7番、お願いします。

中村委員 16番、中村です。5月8日に現地確認、地元推進委員さん、西森委員と事

務局で行きました。事務局説明のとおり労働力不足と営農面積拡大ということで、耕作されているという状態なので、何も問題ないと思います。以上です。

議長 8番、お願いします。

事務局 すみません、結城委員欠席のため、美杉事務局です。

8日に、農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。こちらは、渡人が高齢のため労働力不足ということで、隣接する農地を耕作している受人が譲り受け、耕作をしたいということです。現在も耕作をされており問題ないものと判断されます。以上です。

議長 それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）でございます。

番号1、地区 川口、申請地 白山町川口白木_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 132m²、要役地権者 _____、承役地所有者 _____。

設定理由は、太陽光発電事業のため送電線に関して地役権を設定するためです。

以上、件数は1件、合計面積は1, 132m²で、すべて田でございます。

この案件につきましては、農地法第3条第2項ただし書の基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。これも8日です。中村、西森両委員、推進委員、それから行政書士と白山の事務局というメンバーで見てまいりました。もう以前から

何回か送電線が出ているらしいので、ここだけ残ってきたというような話でした。ですので、事務局の説明どおり問題ないと思います。以上です。

議長 地元委員より説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 川口、申請地 白山町川口ハサマ_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 156m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和54年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は156m²で、すべて田でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

西森委員 17番、西森です。これも8日です。中村委員、それから推進委員、それから白山の事務局と行政書士というメンバーで見てまいりました。現況としましては、もう既に家が建っておりまして、家の一部と、それからトイレといった部分がかかっているというふうになります。始末書のほうも提出されているということから、事務局の説明どおり何ら問題ないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居小野辺町小膳田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 1,325m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は407m²、パネル設置率は30.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町西羽野_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 131m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 333m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 553m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は304m²、パネル設置率は60.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口岩脇_____、登記地目 畠、現況地目 宅地、面積 365m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

昭和52年頃に倉庫用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、申請地 白山町川口白木_____、登記地目・現況地

目とも田、面積 30m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を公衆用道路とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八知、申請地 美杉町八知八知田 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 829m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号8、地区 多気、申請地 美杉町上多気立川 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 79m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を物置用地とするものです。

昭和37年頃に倉庫用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 多気、申請地 美杉町下多気漆 _____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 998m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和45年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 多気、申請地 美杉町下多気六田 _____、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 261m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

昭和60年頃に資材置場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は4,904m²で、その内訳は田が859m²、畠が4,045m²でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお願いします。

1番、2番とお願いします。

田口委員 6番、田口です。これも8日に現地を確認してまいりました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 3番、4番とお願いします。

池山委員 14番、池山です。事務局の説明どおりでございます。以上です。

議長 5番、6番とお願いします。

西森委員 17番、西森です。5番、6番、同じメンバーになりますので、順に報告させていただきます。8日に中村、西森両委員と推進委員、それから行政書士と白山の事務局というメンバーで見てまいりました。

まず、5番の件ですが、_____の西側300メートルほどのところです。場所、現況としましては倉庫と畠というような形で、今も利用されているということでございます。始末書も出ておりますので、このままの形態で利用するという内容で聞いております。問題はないと思われます。

6番ですが、第2号議案に出てまいりました場所と同じような場所になるんですが、周辺の農地があって、その道路をみんなで利用している、何軒かで利用しているというような形の場所でした。ですので、道路はそのまま皆さんで使っていただく話になっております。問題ないと思われます。以上です。

議長 7番から10番、お願いします。

事務局 美杉事務局です。7番、5月8日に農業委員、地元推進委員、事務局で現地を確認しました。_____に隣接する農地ということでありまして、利便性もいいのでこちらを買い受け、建設資材置場とする予定となっております。特に問題ないということでした。

8番も同じ日に、農業委員、地元推進委員、事務局、あと代理人のほうで現地の確認をしました。場所は_____の付近でございます。事務局説明どおり、昭和37年頃から既に建物が建っていたということで、利用のほうは現状から変更なく、近隣農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

9番、こちらは同じく8日に、農業委員、地元推進委員、事務局で現地を確認しました。場所は_____の付近になっております。過去、昭和45年頃に植林を行ったということで、現在は既に山林の状態になっておりました。こちらも現状から変更はなく、近隣の農地に影響を及ぼすおそれはありません。

10番、こちらは5月8日に、農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。昭和60年頃に、受人のほうにこちらの農地のほうを貸したところ、受人さんが営んでおられる製材業の仕事量が増えて、材木の置場になったということでした。こちらも現在の利用の状況から変わることではなく、特に近隣の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て（使用貸借）を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 川口、申請地 白山町川口瀬古_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 297m²、借人 _____、貸人 _____.
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は297m²で、すべて田でございます。
この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

西森委員 17番、西森です。これも8日に中村、西森、それから地元推進委員と、それから行政書士と白山の事務局というメンバーで見てまいりました。
場所なんですが、_____の道挟んで西側で_____がありました。何ら問題ないと思われます。以上でございます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さんからのご意見お伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。
引き続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 榊原、願出者 _____、対象地 榊原町岡_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 326m².
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、対象地に昭和48年に居宅を建築し、現在に至ることが確認できます。

番号2、地区 榊原、願出者 _____、対象地 榊原町前興_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 52m² 外1筆、合計面積 114m².

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、対象地に昭和58年に住宅及び物置を建築し、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は2件、合計面積は440m²で、その内訳は田が326m²、畠が114m²でございます。

これらの案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

野田委員 7番の野田でございます。5月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。

1番でございますが、昭和48年5月頃に、居宅の老朽化に伴い、家屋を新築したということでございます。始末書も添付されております。事務局説明のとおりでございます。やむを得ないことと思われます。

2番ですが、これにつきましては昭和58年頃、当時の所有者が住宅等を建築し、現在に至っているということです。事務局の説明のとおりでございます。やむを得ないものと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見を伺います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

それでは、1ページから20ページをお願いします。最後のページに合計の面積が書いてございます。件数は31件で、合計面積は222,981m²、その内訳は田が210,672m²、畠が12,170m²、その他が139m²でございます。

意見の提出につきましては、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法

律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、皆さんご審議をお願いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出いたします。

以上で本部会に付議されました議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第5回第2農地部会を閉会します。

午後2時29分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年5月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____